
プロジェクト 持分法

項目 第 535 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）で聞かれた意見をまとめたものである。

ASBJ 事務局の検討に関する気付き事項

（プロジェクトの進め方について）

2. どのような場合に一行連結又は測定基礎のアプローチを採用すべきかの整理を最初に行うべきであるという ASBJ 事務局の気付き事項に同意する。
3. 我が国においては、持分法投資を事業の一部ととらえる企業が比較的多いことも踏まえ、事業の一部である持分法に係る損益がどのようなものであるべきかを検討することが重要と考える。
4. 現行の IAS 第 28 号の基礎となっている原則を識別したとされているが、それら自体が整合していないなど首尾一貫していない点に懸念がある。まず、従来からある考え方との関係を整理することが良いと考える。

（関連会社の原価の測定について）

5. 重要な影響力の獲得時に、従来保有していた所有持分を重要な影響力獲得日現在の公正価値で測定する提案には反対しない。しかし、重要な影響力の獲得時に支配の獲得と同様に従来保有していた所有持分の処分があったとみなす考え方には飛躍がある。今後、その他の包括利益のリサイクリングを要求している日本基準に関する議論への影響も考慮すると、所有持分の部分から段階取得利益を認識するのではなく、みなし原価として公正価値を用いると整理することが良いと考える。

（関連会社との取引について）

6. 持分法が一行連結を原則とした測定基礎とのハイブリッドであるという考え方を前提とすると、関連会社との取引に係る未実現損益を消去しないことは一行連結の考え方と整

合しない。我が国においては、未実現損益を消去せずに損益に含めることを懸念する関係者は多いと考えられる。

7. 関連会社との全ての取引から生じた利得又は損失を全額認識するとの提案は、適用上の疑問点への回答を超える内容であり、IASB が設定しているプロジェクトの範囲を超える提案になっていると考える。
8. ストラクチャリングの機会を与えるという論点に類似する論点として、含み益のある資産を関連会社に売却することで当該含み益を売却益として計上することができる点にも懸念がある。
9. 適用上の疑問点として識別されていた、子会社を関連会社に売却する際の会計処理についての解決策を ASBJ からのコメントとして示すべきである。個人的には、事業で分けるアプローチも妥当と考えている。
10. 未実現損益の消去は不要とする提案と、ダウンストリーム取引についての注記を求める提案とは、根拠が整合していないため、提案に反対する方向性に同意する。

(減損の兆候について)

11. 「著しいか又は長期にわたる」を削除することは、減損テストのコストの増加につながると考えられるため、強く懸念がある。例えば、「著しいか又は長期にわたる」を削除すると、上場会社をプレミアムが加えられた価格で購入した場合、購入直後に減損の兆候があると判断され、減損テストの対象となる可能性があり、投資の実態を表さないと考えられる。
12. 「著しいか又は長期にわたる」を削除する背景として、IAS 第 28 号では減損の戻入れが認められることに着目しているが、持分法において公正価値は副次的なものであり、減損の戻入れがあることが「著しいか又は長期にわたる」を削除する理由には直接つながらないと考える。
13. 減損の兆候を判断するための関連会社又は共同支配企業が発行する持分の公正価値の測定単位が、純投資の全体なのか、関連会社又は共同支配企業が発行する個々の金融商品なのか、明確でないという事務局の気付き事項に同意する。

以 上